

## 仕様書

### 1. 件名

介護給付費適正化事業におけるタブレット型端末等賃貸借業務

### 2. 委託期間

契約締結日～令和12年6月30日

### 3. 賃貸借期間

令和8年2月1日～令和12年6月30日

### 4. 納入場所

門真市役所 高齢福祉課

### 5. 支払い方法

毎月払い

### 6. 目的

ICTを活用した介護給付費適正化事業において、「介護予防ケアマネジメントICTシステム」の導入に際し、必要となるタブレット端末（以下「端末」という。）及び附属品の賃貸借及び無線データ通信サービスの利用契約を行う。

### 7. 納入期限

令和8年1月末

納入期限までに、キッティング作業、機器設定、動作確認、納入検査を完了し、納入場所へ使用可能な状態で端末を納入する。ただし、やむを得ない理由により納入期限までに納入できない場合は、協議により新たな納入期限を決定することができる。

### 8. 業務内容

- (1) 端末 今回のシステムに対応できる端末はiPadのみであり、下記を満たすタブレット端末を用意し、端末の初期設定および通信サービス利用にかかる設定を実施すること

① 台数 12台

② 仕様

機種 iPad（第11世代） Wi-Fi+Cellular モデル

通信機能 4G LTE利用可能

SIM SIMフリー

ストレージ 128GB

ディスプレイ 11インチ

- ③ 介護予防ケアマネジメントICTシステムの端末の利用要件
  - ・ iPad OS 16.7以上を搭載するiPad（第10世代）で、ブラウザSafariが利用可能であること
  - ・ 解像度：ディスプレイ（2160\*1620）、CSSピクセル（1080\*810以上）

（2）付属品

- ① 充電ケーブル及び電源アダプター（12個）純正品

（3）無線データ通信サービスの提供

以下の仕様を満たすデータ通信回線12回線を提供すること。

- ① 端末で利用可能なLTE／4G通信方式で接続できるものとし、安定的に利用できること。
- ② 1か月あたり、3GB以上のデータ通信ができること。
- ③ データ通信に係る月額利用料は、通信の時間及びデータ量に係わらず定額であること。
- ④ インターネット等を利用するために必要なプロバイダ契約を含めて提供すること。

（4）キitting

- ① 1台毎にパスコードの設定
  - ② 1台毎に管理番号を付与し、その番号を端末本体及び箱に貼り付け
  - ③ 管理番号、パスコード等、発注者において確認が可能となるよう一覧表等を作成し電子データで納品
  - ④ 端末へのSIMカードの格納
- なお、キitting費用については入札金額に含む。

（5）MDM（モバイルデバイス管理）

「遠隔での操作制御」、「設定管理」、「利用情報収集」について行えるようにすること。

なお、MDM環境構築費用については入札金額に含む。

（6）保守及び保障

- ① 端末の故障・破損・水漏れ等（電池の充電耐用回数を超え通常使用に支障をきたす場合を含む。）の障がいが発生した場合、無償修理・交換が可能な保守サービスを提供すること。ただし、付属品は消耗品として保守サービスの対象外とする。
- ② 修理・交換により納品する端末については、（4）キittingで指定をした状態で納品をすること。

9. 請求及び支払い方法

請求及び支払い方法について、以下の条件を満たすこと。

- ① 初期費用（事務手数料・キッティング費用・MDM環境構築費用）は、初回の支払い請求に含むこと。
- ② ユニバーサルサービス料、保守料金、キッティング費用、端末費用等の一切の経費を、通信サービス費に合わせて、月額料金として、本市に対し請求書を送付すること。また、キャリアからの請求となる場合も可能とする。
- ③ 請求書とあわせて、通信料金及びデータ通信使用量等が確認できる内訳明細を添付すること。
- ④ 利用月の翌月に受注者からの請求に基づいて支払う。

#### 10. 契約期間満了後の対応

賃貸借期間満了後は、本市は端末を受注者に返還し、または再度受注者と契約を締結するものとする。端末を返還するときは、本市からの指示に従い期間満了後に撤去すること。撤去に係る運搬・廃棄費用は受注者の負担とすること。

端末の返還を行う際、事業者は端末に記録されているデータの消去を行うものとする。データの消去については、以下のいずれかの方法を用いて実施し、データ消去を行った証として証明書を発行すること。なお、データの消去に要する一切の費用及び証明書発行についての費用は、受注者が負担するものとする。

- (1) 物理的な方法による破壊
- (2) 時期的な方法による破壊
- (3) データ消去装置又はデータ消去ソフトウェアによる上書き消去（OS等からのアクセスが不可能な領域も含む。）

#### 11. その他

- ① 本仕様書の詳細な実施内容については、別途協議するものとする。また、本仕様書に定めのない事項や本仕様書に疑義が生じた事項については、本市と協議の上、決定するものとする。